

新潟市は、2026年3月1日から

「**林野火災警報**」運用開始！

対象区域内での

# 火の使用が 制限されます

林野火災警報発令中に、火の使用の制限に従わない場合、  
罰則が適用される事があります。



「屋外において裸火を使用し、火の粉が飛散する行為」の一例です

新潟市消防局 予防課  
問い合わせ先 025-288-3230





詳しくは  
こちら





# 林野火災警報等の発令と 火の使用制限について



	林野火災注意報 	林野火災警報 
内容	発令対象区域で、屋外での火の使用の制限に従うよう努める	発令対象区域で、屋外での火の使用を制限（義務）
発令指標	<p>以下のいずれかを満たす場合</p> <p>①前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、前30日間の合計降水量が30mm以下</p> <p>②前3日間の合計降水量が1mm以下、かつ、乾燥注意報が発表</p> <p>※上記指標に加え、当日の降水状況等を考慮し発令の判断を行います。</p>	<p>左記の林野火災注意報の発令指標 + 強風注意報の発令</p> 
対象区域	<p>森林法に基づく地域森林計画対象森林のうち、主に山の区域 (にいつ丘陵、角田山、多宝山、弥彦山)</p> 	
火の使用制限対象	<p>以下の内容に、<b>林野火災注意報時は従うように努め、林野火災警報時は従わなくてはなりません。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 山林、原野等において、火入れをしないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 花火を行わないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 屋外において、火遊び又はたき火をしないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 屋外において、爆発しやすい物や落ち葉などの燃えやすい物の近くで、喫煙しないこと</li> <li><input type="checkbox"/> 屋外において、たばこの吸がらや灰を捨てる際は、火が確実に消えていることを確認し、処理すること</li> <li><input type="checkbox"/> 屋内において裸火※を使用するときは、窓、出入り口等を閉じて行うこと <small>※ライター、こんろ、バーナー等</small></li> </ul>	
罰則	なし	<b>30万円以下の罰金または拘留</b> 消防法第44条第18号



**消防署へ  
届出を！**

「火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為」の届出

火災と見間違えるような煙や火が出る行為を行う場合は、あらかじめ消防署へ届出が必要です。用紙又はオンラインで提出してください。

**※火の使用制限は、届出により免除されるわけではありません！**